



GSユアサ グループ  
グリーン調達基準書  
第8版

改訂日：2020年12月15日

制定日：2014年12月1日

株式会社 GSユアサ

## 目次

- I GSユアサ グループ環境基本方針
  
- II グリーン調達基準について
  - II-1 目的
  
  - II-2 適用範囲
  
  - II-3 要件
    - (1) 環境マネジメントシステム（EMS）の構築
      - ①IS014001・KES・自己宣言及び同等の認定取得の取り組みのお願い
      - ②環境認証取得及び自己宣言に関する調査
    - (2) 木材製品におけるグリーン調達
    - (3) 要件に対するGSユアサの考え方
  
- III グリーン調達推進活動について
  - III-1 CO<sub>2</sub>排出量の把握及び削減の取り組み
  
  - III-2 取引先環境調査の実施
  
  - III-3 GSユアサ指定化学物質の規制遵守
    - ・納入材料に含まれる化学物質調査
  
  - III-4 環境二者監査の実施
  
- IV 添付資料

## I GS ユアサ グループ環境基本方針

### ■ 基本理念

GS YUASAは、社員と企業の「革新と成長」を通じ、人と社会と地球環境に貢献します。「電池で培った先進のエネルギー技術」で脱炭素・循環型社会の形成に向け役割を果たし、持続可能な社会を実現します。

### ■ 行動指針

#### 1. 法令・要求事項順守

環境事故の防止、法的要求事項の順守、化学物質使用リスク低減に努め、環境マネジメントシステムを継続的に改善し環境パフォーマンスの向上を目指します。

#### 2. 環境負荷低減

地球温暖化を阻止するため温室効果ガス排出量と水使用量の削減を、サプライチェーン全体で行います。

#### 3. 資源有効活用

循環型社会に貢献するため、製品ライフサイクル全体において、原材料削減、再生材活用、廃棄物減量など資源の使用量を最少化します。

#### 4. 環境配慮製品

エネルギーの新たな形を未来に向け作り続けるため、脱炭素・循環型社会の形成に貢献できる製品を生産・開発します。

#### 5. 情報公開

適切に環境情報をステークホルダーに開示し、積極的にコミュニケーションを行い社会との共生に努めます。

#### 6. 人材育成

当社グループ全体で、脱炭素・循環型社会形成に向けた責任を果たせる企業を目指し、将来を担う人材を育成します。

制定：2020. 4. 1  
株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーション  
代表取締役社長 村尾 修

## II. グリーン調達基準について

### II-1 目的

本グリーン調達基準書は、GSユアサグループが掲げる基本理念を遵守する為に制定されたものであります。環境管理体制が構築され維持されていますお取引先様から環境に配慮した資材を優先的に購入することにより、サプライチェーン全体での環境負荷低減に取り組むことを目的としております。

### II-2 適用範囲

- ・GSユアサグループの各事業会社と直接的に取引関係があるお取引先様およびその納品物
- ・この基準が適用される事業会社  
(株)GSユアサ  
(株)ジーエス・ユアサテクノロジー

### II-3 要件

#### (1) 環境マネジメントシステム (EMS) の構築

①環境管理活動を有効に実施していただくために、次の4つの内いずれかに該当する取り組みをお願いします。

- ・ISO14001の認証取得
- ・ISO14001要求事項適合の自己宣言
- ・KES (KES・環境マネジメントシステム・スタンダード)の認証取得
- ・上記と同等の環境マネジメントシステムの認証取得(エコアクション、エコステージ等)

②GSユアサグループは前項①の方針により、認証取得および自己宣言に対するお取引先様の取り組み状況を調査させていただきます。

- ・認証取得状況調査表・計画書の提出 (別紙1, 2)
- ・実施時期: 1回/年 10月
- ・認証取得および自己宣言状況を「GSユアサベンダーリスト」に登録し、GSユアサグループ各社へ情報を提供します。

#### (2) 木材製品におけるグリーン調達

木材伐採において合法性があると確認された木材製品を調達します。

- ・木材伐採における合法性が確認できる書類の提出
- ・実施時期: 適宜

#### (3) 要件に対するGSユアサの考え方

GSユアサグループでは、上記の要請事項に対して積極的かつ継続的に取り組まれるお取引先様より優先的に取引を行います。

## III グリーン調達推進活動について

### III-1 CO2 排出量の把握及び削減の取り組み

#### ①CO2 排出量調査へのご協力

地球温暖化対策に関して下記②③の規制対象に該当しないお取引先様には、自主的なCO2排出量の把握、及び削減の取り組みをお願いします。なお、取組みにあたっては、弊社HP添付の「CO2 排出量算出支援シート」を利用し算出をお願いします。

②「地球温暖化対策の推進に関する法律」が適用されるお取引先様については、遵守をお願いします。（計画書と定期報告書の提出義務など）

③都道府県の温暖化対策条例が、適用されるお取引先様については、遵守をお願いします。（計画書と定期報告書の提出義務など）

### III-2 取引先環境調査の実施

当社への納入比率が5%以上のお取引先様について「取引先環境調査表」（別紙5）によって「環境実態調査」を実施します。但し、II-3（1）①に挙げた認証が既に取得されているお取引先様については調査を省略します。

- ・「取引先環境調査表」（別紙5）の提出
- ・実施時期：1回/年 10月

### III-3 GSユアサ指定化学物質の規制遵守

#### ・納入材料に含まれる化学物質調査

GSユアサグループは、「ジーエス・ユアサグループ化学物質管理ガイドライン」に基づき、化学物質の把握と環境に配慮した製品を製造しています。つきましては化学物質の管理を具体的に行うために、購入品に含有される化学物質の調査を実施してまいります。

- 1) 調査については、添付の（別紙3、4）により実施させていただきます。
- 2) 実施時期：適宜

### III-4 環境二者監査の実施

既に外部認証取得または自己宣言されているお取引先様につきましては、環境管理活動の有効性と成果を確認させていただくために、お取引先様と弊社との二者で環境監査を行わせていただき、その結果はお取引先様およびGSユアサグループのEMSが共に向上するように役立てる考えです。

- ・環境監査の監査内容については、添付の（別紙2）をご参照願います。
- ・実施時期：適宜

## IV. 添付資料

グリーン調達推進活動に関連する書式・資料は全てGSユアサのグリーン調達ホームページ(\*)に掲載いたします。書式は必要に応じて適宜修正されますので、必ず最新版をダウンロードしてご利用願います。

(別紙1) ISO14001又はKES等認証取得状況調査表

(別紙2) 環境監査の審査内容および結果報告書

(別紙3) 製品含有化学物質調査票

(別紙4) 禁止物質(ランクS)の不使用・不含有証明書、禁止物質(ランクA)の禁止・代替時期報告書

(別紙5) 取引先環境調査表

(別表1) ジーエス・ユアサ化学物質管理ガイドライン

改訂履歴表

版 数	年. 月. 日	来 歴
1	2004. 12. 01	制定。
2	2006. 09. 13	組織変更による見直し、別紙 1 の改訂
3	2008. 07. 01	ISO14001、KES と同等の環境マネジメントシステムの 認証取得（エコアクション、エコステージ等）の追加、別紙 1 の改訂。 CO2 排出量削減への取り組みの追加
4	2010. 12. 01	組織変更 「取引先環境調査表の実施」を追加 「木材製品におけるグリーン調達」の制定
5	2012. 10. 01	適用範囲変更 シー・エス・ユアサ パワーエレクトロニクス削除（GS 17#に統合）
6	2016. 05. 01	添付資料名変更 指定化学物質一覧⇒化学物質管理ガイドライン 別紙 3、別紙 4 の改定
7	2019. 07. 18	CO2 排出量調査表の改訂及び名称変更、実施時期の削除
8	2020. 12. 15	環境基本方針を更新